

「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」

うち

スマート農業技術の開発・改良

に関するQ & A

令和4年2月10日



# 目次

【全般】	9
問1-1 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。	9
問1-2 対象となる品目は何か。	9
問1-3 公募要領に例示された以外の分野は応募できないのか。	9
問1-4 新規に何課題採択する予定なのか。	9
問1-5 1課題あたりの予算規模に上限はあるか。	10
問1-6 優先採択枠はないのか。	10
問1-7 本事業の実施体制はどのようになるのか。	10
問1-8 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。	10
【実施体制】	10
問2-1 コンソーシアムの体制について、参画必須等の要件はあるのか。	10
問2-2 コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。	11
問2-3 地域金融機関にはベンチャーファンドも含まれるか。	11
問2-4 代表機関の資格要件は何か。	11
問2-5 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。	12
問2-6 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。	12
問2-7 予算管理を外部に委託することは可能か。	12
問2-8 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。	13
問2-9 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。	13
問2-10 研究管理運営機関の資格要件は何か。	13
問2-11 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。	14
問2-12 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。	14
問2-13 事業費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。	14
問2-14 海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。	15
問2-15 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。	15
問2-16 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。	15
問2-17 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての生産者が参画する必要があるか。	15
問2-18 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。	15
問2-19 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。	16
問2-20 民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。	16
問2-21 農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。	16

問2-22	開発・改良の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。	16
問2-23	コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。	16
問2-24	構成員のエフォートの下限はあるか。	17
問2-25	都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。	17
問2-26	参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。	17
問2-27	採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。	17
	<b>【実施期間】</b>	18
問3-1	研究実施期間は何年か。	18
問3-2	開発・改良は令和4年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。	18
問3-3	開発・改良に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいのか。	18
	<b>【研究開発の内容について】</b>	18
問4-1	生産者のほ場は借り上げるのか。	18
問4-2	1つのコンソーシアムで複数の作目について技術開発をしてもよいのか。	18
問4-3	既存技術を改良する場合も対象となるのか。	19
問4-4	対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本事業の対象となるのか。	19
問4-5	機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。	19
問4-6	規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。	19
問4-7	技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。	19
	<b>【事業への応募について】</b>	20
問5-1	申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。	20
問5-2	e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。	20
問5-3	生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。	20
問5-4	e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいのか。	20
問5-5	応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。	21
問5-6	e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。	21
問5-7	コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。	21
問5-8	e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。	21
	<b>【事業費の対象について】</b>	22
問6-1	開発する技術・機械等はどのようなものが対象となるのか。	22

問6-2	どのような費用が事業費の対象となるのか。	22
問6-3	開発において導入する機械の利益排除の考え方いかん。	22
問6-4	自社製品を基に開発・改良を行うが、どのように予算計上すれば良いか。	22
問6-5	園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。	23
問6-6	既存設備等の改良は、対象となるのか。	23
問6-7	システムの導入費、改良費は対象となるか。	23
問6-8	事業費の対象となる人件費は具体的に何か。	23
問6-9	複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。	23
問6-10	都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。	23
問6-11	都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。	24
問6-12	補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。	24
問6-13	開発で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。	24
問6-14	課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。	24
問6-15	採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）	24
問6-16	一般管理費は直接経費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。	25
問6-17	一般管理費は税込みで15%までか。	25
問6-18	研究管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。	25
	<b>【採択・契約について】</b>	25
問7-1	事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。	25
問7-2	どのような基準で課題を採択するのか。	25
問7-3	審査は誰が行うのか。	26
問7-4	農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。	26
問7-5	課題の委託契約は誰と誰が行うのか。	26
問7-6	書面審査のあと、面接審査に進んだ場合、特段の問題がない限り採択されるということか。	26
	<b>【実施期間中について】</b>	26
問8-1	生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。	26
問8-2	資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。	26
問8-3	農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。	27
	<b>【成果、データの取扱いについて】</b>	27
問9-1	コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。	27
問9-2	コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。	27
	<b>【事業終了後について】</b>	27
問10-1	開発期間終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。	27

問 10-2	本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。	27
問 10-3	本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）	27
問 10-4	目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。	28
	【その他について】	28
問 11-1	農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。	28
問 11-2	WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。	28
問 11-3	WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。	28
	公募説明会で出された質問（追加）	29
	【全般】	29
問 12-1	複数の品目の場合、対象品目の記載はどうなるか。	29
問 12-2	生産者の1つが令和3年～令和4年のスマート農業実証プロジェクトに参画しているが、2つの事業で研究する内容が全く異なる場合、令和4年度からの本事業に参画することは可能か。	29
	【実施体制】	29
問 13-1	公募説明資料 14 頁に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとあるが、非常勤勤務の雇用も対象となりうるのか。	29
問 13-2	一つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参画することは可能か。	29
問 13-3	コンソーシアムへ参画する地域金融機関等は J A や農林中央金庫も認められるか。	29
問 13-4	Q & A 問 7-5 の委託契約について、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。	30
問 13-5	研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。	30
問 13-6	公募要領 12 頁の研究管理運営機関を設置できる要件に、「キ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること」とあるが、具体的にはどの程度の範囲か。	30
問 13-7	今回、生産者がコンソーシアムに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、生産者は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、生産者には予算配分「0」とする計画で研究管理を行ってよいか。	30
問 13-8	研究グループに、「普及・実用化支援機関」は必ず必要であるということか。	30
問 13-9	応募後や採択後に「協力機関」を追加することはできますか。	31
問 13-10	スマート農業技術の開発・改良について、ある生産者が研究グループに参画するにあたり、普及・実用化支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。	31
問 13-11	研究グループの要件について、民間企業の参画が必須となっているが、Q & A 問 2	

-20 において民間企業がコンソーシアムに 1 社も参加しないことは「原則」不可となっています。例外として認められる場合はあるか。	31
問 13-12 公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。	31
問 13-13 金融機関等にはどのような役割が期待されるのか。	31
【研究開発の内容について】	32
問 14-1 生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいか。	32
【事業への応募について】	32
問 15-1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。	32
問 15-2 公募要領 別記様式 6 農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインに示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考として契約を行っている場合、右欄に○を記載してくださいとある一方で、注意書きには、『審査の結果、委託先候補となった場合は、契約締結までに「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下、ガイドライン）」に準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結してください。』とありますが、基本的には○は不要でよいか。	32
問 15-3 公募要領 別記様式 7 データマネジメント企画書について、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。	32
【事業費の対象について】	32
問 16-1 生産者の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。	32
問 16-2 Q&A 問 3-3 に開発・改良に必要な機械・備品等は、原則、初年度に調達とあるが、初年度に開発・改良して、生産者が検証で使用する機械の購入は 2 年目となっても良いか。	33
問 16-3 Q&A 問 6-3 の導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を生産者が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。	33
問 16-4 自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されますか？	33
【採択・契約について】	33
問 17-1 満点の半分未満が不採択とのことだが、満点とは加点部分も含めた内容か。	33
問 17-2 面接審査の際、研究グループからの対応者は、必ず研究代表者は出ないとならないなど、指定はあるか。	33
【成果、データの取扱いについて】	33
問 18-1 農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時はデータマネジメント企画書を提出、採択後に契約を行うのか。	33
【マッチングファンドについて】	34
問 19-1 マッチングファンド方式の適用は必須か。	34
問 19-2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有している試験研究用消耗品だけでも良いか。	34
問 19-3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分について	

- て研究者の人件費を充てることは可能か。 34
- 問 19-4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。 34
- 問 19-5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。 34
- 問 19-6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式をとることが必要か。 34



## 【全般】

問1-1 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。

本事業は、我が国農業の成長産業化に向けて、スマート農業技術・機器の開発が依然として不十分な品目や分野を対象に、生産現場のスマート化を加速するために必要な農業技術を開発・改良する技術、スマート農業に関連した輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を推進することで、「スマート農業」の社会実装の加速化を目指すものです。

問1-2 対象となる品目は何か。

スマート農業技術の開発が必ずしも十分でない品目や分野を対象としており、具体的には、野菜、果樹、畜産、地域作物、花き等を想定しています。①現場ニーズがあるものの、これまで開発・実用化ができていない技術であり、先端技術を有する研究機関の革新的シーズを用いて実用化を目指す研究（「革新的シーズ開発実現型」）や、②これまで実用化が極めて限定的であり、現場ニーズを踏まえた改良等により、地域での様々な品目への実用化の可能性が高い改良研究（「現場ニーズ改良実現型」）について応募いただけます。

問1-3 公募要領に例示された以外の分野は応募できないのか。

要領の例示以外であっても、作業の省力・効率化、生産性の向上等の観点から相応の効果が期待される技術について応募いただけます。

他方、例えば、ソフトウェアの開発・改良も事業対象に含むことができますが、採択審査にあたっては、一般化・実用化している既知の技術を組み合わせて、ソフトウェアを製品化するなどの研究開発要素が少ない取組よりも、AI、画像処理、モデリング等によって生育・病害の予測・診断や栽培管理を最適化する技術など、新たな技術開発の要素を含むものを優先することとなります。

問1-4 新規に何課題採択する予定なのか。

提案課題毎に計画される事業費に差があることから、新規に採択する課題数は設定していませんが、予算の範囲内で可能な課題数を採択する予定です。ただし、共通基盤については採択予定件数を3件程度とします（事業規模、予算の範囲内で検討のうえ決定します）。

問 1-5 1 課題あたりの予算規模に上限はあるか。

1 課題当たり、革新的シーズ開発実現型であれば、10,000 万円程度／年、現場ニーズ改良実現型であれば 5,000 万円程度／年の上限を設定しています。

問 1-6 優先採択枠はないのか。

予め優先採択枠は設定しません。

問 1-7 本事業の実施体制はどのようになるのか。

農林水産省が設置する運営管理委員会が決定する事業全体の基本方針等のもと、生研支援センターに運営委員会を設置するとともに、その下にプログラムディレクター（PD）を配置してプロジェクトの進行管理を行います。

コンソーシアムは、生研支援センターと委託契約を締結し、生研支援センターの指導助言を踏まえつつ、スマート農業技術の開発・改良に取り組んでいただきます。

問 1-8 コンソーシアムに対する助言は、どこが行うのか。

生研支援センターにおいて、運営委員会を設置するとともに、その下に PD 及び研究リーダーを配置し、指導・助言することとしています。

#### 【実施体制】

問 2-1 コンソーシアムの体制について、参画必須等の要件はあるのか。

地場メーカーを含む民間企業、生産者（もしくは団体）、自治体、先端技術を有する研究機関、地域金融機関等の法人格を有する研究機関等の参画によるコンソーシアムでの応募を条件としております。とりわけ、実用化できる技術力を有し、研究成果が確実に普及できる民間企業（社会実装実施者）の参画が必須となります。

品目等	民間企業	生産者 (もしくは団体)	地域金融機関等 (加算ポイントあり)
野菜、果樹、花き、地域作物	必須	必須	任意
畜産	必須	必須	任意
共通基盤	必須	任意	任意
その他	必須	必須	任意

問 2 - 2 コンソーシアムに地域金融機関等が参画するのは必須か。

必須ではありません。

ただし、地域金融機関等がコンソーシアムに参画する場合は、例えば、研究期間終了後に研究成果を活用した新たなビジネスモデルを想定し、その事業計画の妥当性等をシミュレーションするような社会科学的な研究・検証を地域金融機関等が委託研究費で実施する研究成果の社会実装を推進するなど役割が明確に記載されている必要があり、その場合は加点による優遇措置を実施することとしています。

なお、地域金融機関等がコンソーシアムに参画しない場合でも、協力機関として、開発する機器・サービスの価格設定やサービス事業の収支等の面で、専門的な助言を行う等の役割が明確に記載されている場合は、コンソーシアムに参画する場合に次いだ点数を加点による優遇措置を実施することとしています。

問 2 - 3 地域金融機関にはベンチャーファンドも含まれるか。

適格機関投資家等については、地域金融機関等に当たるものとして加点対象になります。

問 2 - 4 代表機関の資格要件は何か。

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

① 民間企業、生産者（もしくは団体）、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、NPO 法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること。

② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして以下の要件を満たす機関（研究機関）であること。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する

イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行

管理、成果管理等を統括する者（以下「研究代表者」という。）及び経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する

- ③ 令和元・2・3年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。
- ④ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑤ 日本国内を拠点として研究を実施できること。
- ⑥ 本事業に関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑦ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

問2-5 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。

代表機関のみで構いません。代表機関は、応募の際に令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しをPDFで提出してください。

問2-6 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。

地方公共団体については提出不要です。

問2-7 予算管理を外部に委託することは可能か。

代表機関が共同研究機関へ資金を配分するための経理事務体制等を十分に有していない場合、代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても事業費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、研究管理運営機関の設置を認めることがあります。）

問 2-8 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。

代表機関に経理事務処理体制が整っておらずとも、経理事務体制が整っている共同研究機関がグループ内にあるのであれば、当該共同研究機関を研究管理運営機関として位置づけ、経理関係業務を行うことができます。ただし、原則として生研支援センターとの委託契約の実績を有するなど、委託契約手続きをスムーズに行うことができる体制を有する等の資格要件があります。

問 2-9 代表機関に代わって共同研究機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書の別記様式 1-2「研究グループ（コンソーシアム）の構成」欄に経理事務を行う共同研究機関を記載してください。

また、提案書の別記様式 4「研究管理運営機関を活用する理由書」を記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する共同研究機関の担当者を指定してください。

問 2-10 研究管理運営機関の資格要件は何か。

① 研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する

イ 研究を円滑に実施するため、研究実施計画の実施、進行管理、成果管理等を実施する者及び経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する

② 研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、上記アを除く以下のすべての要件を満たすことが必要です。

イ 研究を円滑に実施するため、経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

- エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する
- オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する
- カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
- キ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ク 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

問2-11 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

コンソーシアムの設立方式の違いは以下のようになります。

- ・ 実施予定の研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ コンソーシアム参画機関が相互に実施予定の計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

問2-12 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、共同で開発を行うことについて、同意を得てください。

また、採択された場合、契約時（令和4年4月以降）までにはコンソーシアムを設立していただく必要があります。

なお、応募時と契約時とで、コンソーシアムの構成員の変更により、著しく研究開発に障害が生じる恐れがあるなどの場合は、採択を取り消すことがあります。

問2-13 事業費を受け取らずにコンソーシアムに参画することは可能か。

原則として、事業費を受け取らない機関についてはコンソーシアムへの参画は認められません。

ただし、機器の仕様や価格といった現場のニーズの適切な反映・フィールドテストの場の提供といった役割を担っていただく普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普

及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）の場合は、事業費の受け取りは必須ではありません。

問2-14 海外の企業等もコンソーシアムに参画することは可能か。

コンソーシアムに参画することができますが、国内に設置された機関であり法人格を有するとともに、代表機関になる場合は、委託契約が可能な体制を取っていただく必要があります。

問2-15 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

変更契約手続を行うこととなりますので、必要な書類を提出いただくこととなります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問2-16 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

部会や生産団体等の法人化されていない組織については、コンソーシアムに普及・実用化支援組織として参画することが可能です。ただし、コンソーシアムに参画する組織は当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営及び関係機関との相互調整を円滑に行う能力・体制を有する必要があります。その場合、コンソーシアム内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

なお、代表機関として参画する場合は、法人格を有する必要があります。

問2-17 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての生産者が参画する必要があるか。

全ての生産者が参画する必要はありません。

問2-18 1つのコンソーシアムに複数の農家が参画してもよいか。

課題の内容によっては複数の農家が参画する場合もあり得ると考えられます。その際には、研究実施計画で役割分担を明確にしてください。

問2-19 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。

本事業は、我が国のスマート農業の技術開発を促進するものであり、ベンチャー企業の参画も可能です。積極的な参画を期待しています。

問2-20 民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムに参加せず、協力機関という立場で参画することは可能か。

本事業では、開発・改良を実施する民間企業（農業機械メーカー）がコンソーシアムの一員として最低1社は技術開発に参画することを想定していますので、民間企業がコンソーシアムに1社も参加しないことは、原則、不可です。

例えば、技術や機械の性能等に基づく技術体系の最適化への提案や農業機械等の改良の必要性等が想定されることから、民間企業のコンソーシアムへの参加は必須としております。

問2-21 農業機械メーカーの代理店等がコンソーシアムに参画することは可能か。

農業機械メーカーの代理店等が、開発で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、データの収集や一貫体系の最適化などの開発・改良における役割分担（研究機関等、普及・実用化支援機関）を明確にし、技術の普及等に適切に対応できるのであれば、可能です。

問2-22 開発・改良の対象となる農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要はあるのか。

コンソーシアムの構成員となっている方が望ましいので、原則、必要と考えますが、いずれにせよ、コンソーシアムとして必要に応じて研究課題で掲げている技術の開発、普及に取り組める体制を整えてください。

問2-23 コンソーシアムに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。

要件ではありません。一方、開発したスマート農機技術の社会実装を加速する観点から普及・実用化支援機関として参画することを推奨します。



問 2-24 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、コンソーシアムとして技術の開発等に適切に対応できる体制を整備してください。

問 2-25 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

当該自治体の財政ルールに従ってください。

(例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上でコンソーシアムとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)をコンソーシアム内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。)

問 2-26 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関(含む代表機関)に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いはどうなるのか。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、代表機関については特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要です。これらが無い場合は、生研支援センターとの契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関については、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠ですので、コンソーシアム設立時にコンソーシアム内の知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(知財合意書)を策定して、生研支援センターに提出して頂く必要があります。

問 2-27 採択された場合、委託契約を生研支援センターと代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理教育の実施に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である生産者も「研究倫理教育の実施に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願ひします。

○研究倫理 e ラーニングコース(日本学術振興会)

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

## 【実施期間】

問3-1 研究実施期間は何年か。

開発・改良に取り組んでいただく期間は最大3年以内としています。

なお、開発期間を短縮する可能性がある場合も、3年以内との要件を満たしているため、応募可能です。

問3-2 開発・改良は令和4年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。

可能な限り早いタイミングで事業を開始するようにしてください。

問3-3 開発・改良に必要な機械・備品等の調達はいつまでに行えばよいのか。

開発・改良に必要な機械・備品等は、原則、初年度に調達できるよう、コンソーシアムで十分準備を行った上で応募してください。なお、当該機械・備品等の調達は、購入、リース、レンタル等の手段から、委託費の節減等、経済性を勘案して最適なものを選択してください。また、当該機械・備品等の調達や開発開始のスケジュールについては、実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査及び実施期間中にも確認します。

## 【研究開発の内容について】

問4-1 生産者のほ場は借り上げるのか。

本事業においては、ほ場借り上げ費、生産に要する経費は委託費から支出していただきます。なお、委託事業実施に伴い発生した収入（収穫物の販売収益等。試験研究成果による収益を除く）については、収入状況を生研支援センターに報告いただき、相当の収入が生じたと認められた場合には、収入の一部を納付していただくことがあります。

問4-2 1つのコンソーシアムで複数の作目について技術開発をしてもよいのか。

多品目に対応する技術開発など、提案の内容によってはあり得ると考えられますので、複数の作物を対象とした技術開発も可能です。

問4-3 既存技術を改良する場合も対象となるのか。

既存技術を改良することで、いままでその技術が対応していなかった品目にも対応するようになるなど、技術開発が不十分な品目にどの程度対応するのか等、審査基準に基づき評価し、採択することとしています。

問4-4 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本事業の対象となるのか。

生産から出荷までを基本としますが、加工段階で生産性向上に資する取り組みも対象になります。完成した技術について、販売、営業するような技術については対象としません。

問4-5 機械の安全走行など、開発に伴うリスクはどのような対応になるのか。

本事業で調達した機械・備品に係る損害賠償保険に関し、人身事故、物損事故及び機械そのものの損壊等に係るものは、各自で加入をお願いします。なお、研究実施期間中の保険料は、法律で加入することが定められている保険（自賠責保険等）が委託費の対象となります。

なお、保険未加入の事故等によりスマート農機を破損、紛失した場合は、予算の範囲内で修理、再調達等を行っていただくことになります。

問4-6 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、開発を行ってください。

問4-7 技術開発を検討するに当たり、既存技術に関して情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を公表しており、参考になると考えられます。

なお、本情報については、随時更新していきます。

## 【事業への応募について】

問5-1 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、実施体制や技術体系の内容等、開発計画について関係者が合意し、採択され次第、開発に着手できる状況にあるようにしてください。

問5-2 e-Rad は研究グループに参画する者全員が登録する必要があるのか。

コンソーシアムの構成員として参画する研究機関及び研究者は、すべて登録する必要があります。開発活動を行わない生産者（団体）もコンソーシアムに参画して委託費の配分を受ける場合は登録が必要です。ただし、予算配分を受けない普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）の場合は、e-Rad への登録は必要ありません。

また、代表機関のみの登録でも応募は可能ですが、委託契約を締結する際にはコンソーシアムの構成員全員の登録が必要です。

問5-3 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。

生産者が共同研究機関としてコンソーシアムに参画する場合は、研究計画において担当する研究項目について明確にさせていただく必要があるため、登録を行っていただく必要があります。

なお、コンソーシアム共同研究機関として参画する場合は、委託費の計上（予算配分を受ける）が必須となりますので注意してください。ただし、機器の仕様や価格といった現場のニーズの適切な反映・フィールドテストの場の提供といった役割を担っていただく普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）として参画する場合は、委託費の計上は必須ではありませんので、この場合は e-Rad への登録は必須ではありません。

問5-4 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関の ID をもってから Web 上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれ Web から行います（<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad 運用担当宛てに郵

送してください。登録申請の手続きは2週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続きをしてください。

e-Rad登録方法に関する詳細は、e-Radポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問5-5 応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのか。

申請時までにe-Rad登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad上は代表機関に事業費を計上(上乘せ)するなどして申請することを認めています。ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad登録を済ませ、課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録(修正)されていない場合は、当該機関への事業費の配分は認められません。

問5-6 e-Radの研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問5-7 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムをe-Radに研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関をe-Radに研究機関として登録します。

問5-8 e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は20MBです。

## 【事業費の対象について】

問6-1 開発する技術・機械等はどうのようなものが対象となるのか。

スマート農業技術の開発が必ずしも十分でない品目や分野の技術開発が対象となり、レタス、ニンジン等の収穫ロボットや果樹の選定作業機や様々なデータを活用した営農支援モデル等を想定しています。

また、上記技術以外にも、有用な技術については提案していただけますので、具体的には個別にご相談ください。

問6-2 どうのような費用が事業費の対象となるのか。

物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水量、その他（諸経費）等）等が事業費の対象となります。

機械・備品等については、購入、リース、レンタル等の手段の中から、委託研究設備の節減等、経済性の観点から最適なものを選択してください。また、機械・備品等については、技術の開発・改良に必要な計測機器、工作機器等が対象となりますが、パソコン等の汎用性の高い事務機器の購入は原則として対象となりません。園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。

技術の改良にあたり、既存の機械・備品等を本事業による研究の試作品・改良のベースとして取り扱う場合は、既存の機械・備品等の調達に要する経費を含めての対象経費にすることが可能です。ただし、その場合、当該機械・設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできなくなりますので、ご注意ください。

問6-3 開発において導入する機械の利益排除の考え方いかん。

構成員が自ら担当する目的に応じて、自社及び100%子会社（親会社、孫会社等を含む）の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

問6-4 自社製品を基に開発・改良を行うが、どのように予算計上すれば良いか。

試作品として作製する場合、ベースとなる機械及び改造に必要な材料等は利益排除をした上で、消耗品費での計上が可能です。また、作業を行う者の人件費の計上も可能です。

問6-5 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。

本事業では、園芸ハウスや畜舎等の建物や構築物の取得は認められません。

問6-6 既存設備等の改良は、対象となるのか。

開発対象としての、既存設備を含めた機械、施設の改良に係る経費については対象経費にすることが可能です。

なお、改良を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、生研支援センターとの契約に基づき、課題の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問6-7 システムの導入費、改良費は対象となるか。

技術開発に必要な経費であれば対象となります。

問6-8 事業費の対象となる人件費は具体的に何か。

次のとおりとなります。

人件費：開発に従事する責任者や臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：開発補助員（アルバイト、パート）の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問6-9 複数の企業や大学が参画して課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いてください。なお、各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合は、生研支援センターで構成要素等の精査を行いますので、単価の設定基準を明確にしてください。

問6-10 都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。

都道府県の試験研究機関や普及組織がコンソーシアムの構成員として参画する場合、課題の

実施目的で使用する経費については、代表機関から都道府県庁（試験研究機関や普及組織）へ配分され、活動経費として使用することができます。

問6-11 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。

公務員の人件費は対象となりません。

問6-12 補助員であっても課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は技術開発のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。

問6-13 開発で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。

本事業においては、ほ場借り上げ費や生産に要する経費は委託費から支出していただきます。なお、委託事業実施に伴い発生した収入（収穫物の販売収益等。試験研究成果による収益を除く）については、収入状況を生研支援センターに報告いただき、相当の収入が生じたと認められた場合には、収入の一部を納付していただくことがあります。

問6-14 課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は、コンソーシアム方式による事業であることからコンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。開発を直接行う研究機関が最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

問6-15 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）

生研支援センターとコンソーシアムが委託契約を締結する際、契約書には支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、概算払請求書を受理してから1ヶ月以内にお支払いします。



問6-16 一般管理費は直接経費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

研究管理運営機関における一般管理費は、直接経費の15%以内です。なお、研究管理運営機関は研究管理が役割ですので、その事務のための人件費、旅費等については直接経費に計上していただきます。また、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費（直接経費以外）に限定されますので、御注意ください。

問6-17 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで直接経費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問6-18 研究管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

事業費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

#### 【採択・契約について】

問7-1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

令和4年1月13日から令和4年2月14日12時まで公募を行い、書類及び面接審査を経て3月下旬には委託予定先を決定する予定です。

問7-2 どのような基準で課題を採択するのか。

事業の趣旨を鑑みた審査要領に基づき、評議委員会による審査を実施します。

具体的には、

- ① 技術内容の有効性・新規性・優位性
- ② 現場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性
- ③ 研究実施体制

等について総合的に審査して決定する予定です。

問 7-3 審査は誰が行うのか。

審査は生研支援センターから独立して設置する評議委員会（外部有識者及び行政委員から構成）で行います。

問 7-4 農林水産省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。

計画において目標を自ら設定していただきます。国が統一の目標値を設定する予定はありません。

問 7-5 課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である生研支援センターとコンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

問 7-6 書面審査のあと、面接審査に進んだ場合、特段の問題がない限り採択されるということか。

面接審査に進んだ場合であっても、必ずしも採択されるわけではありません。

#### 【実施期間中について】

問 8-1 生研支援センターからの指示には必ず従わなければならないのか。

生研支援センターからの助言等は、技術の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 8-2 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

事業費は生研支援センターから代表機関に配分されます。代表機関は、経理責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

問 8-3 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。

本事業の研究費は補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

**【成果、データの取扱いについて】**

問 9-1 コンソーシアムにはどのような成果を提出することが求められるのか。

研究実施計画に従い、計画段階で目標に掲げられた項目等について研究開発を実施し、目標達成状況を確認の上、各コンソーシアムで取りまとめて成果報告書等で報告していただきます。

問 9-2 コンソーシアムの構成員はデータをどこまで使えるのか。

コンソーシアムで取得したデータの取扱はコンソーシアムで協議の上、活用してください。

**【事業終了後について】**

問 10-1 開発期間終了後の機械の取扱いはどのようなになるのか。

本事業で農業機械等を導入する際には、生研支援センターとの契約後にコンソーシアムで調達していただき、終了後の取扱いについては、生研支援センターから別途指示します。

問 10-2 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。

日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）に基づき、原則、国の業務に特化した汎用性のないもの及び継続的な機能改修が見込まれるものを除き、技術を開発した企業等（受託者）に知的財産権が帰属します。

問 10-3 本事業に参画した民間企業等の研究終了後に研究成果を活用して発生した収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）

収益納付をする必要はありません。

問 10－4 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。

成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由がコンソーシアムの準備が十分でなかったり、開発に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、開発そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることがあり得ます。

【その他について】

問 11－1 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。

個人農家の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となります。特に、委託費で固定資産を購入する場合と、消費的経費（人件費、消耗品費等）に充てる場合とで所得税、法人税の扱いが異なりますので（固定資産を購入する場合には納税額が相対的に高くなります）、詳しくは地域の税務署に相談してください。

問 11－2 WAGRI への API 実装はいつまでに行う必要があるのか。

※共通基盤「様々なデータを活用した営農支援モデル」関連

WAGRI への API 実装は、本事業の実施期間内に行ってください。

問 11－3 WAGRI を継続的に使用しなければならないのか。

※共通基盤「様々なデータを活用した営農支援モデル」関連

事業終了後、2年後及び5年後を目処にフォローアップ調査を行うこととしており、その際に WAGRI に実装した API の運用及び活用や、展開された具体的なサービスの状況について報告いただく予定です。少なくとも2年後のフォローアップ調査までの間の WAGRI での API 提供を求めます。

公募説明会で出された質問（追加）

【全般】

問 12-1 複数の品目の場合、対象品目の記載はどうなるか。

委託費の割合が一番大きい品目を選択して応募してください。

問 12-2 生産者の1つが令和3年～令和4年のスマート農業実証プロジェクトに参画しているが、2つの事業で研究する内容が全く異なる場合、令和4年度からの本事業に参画することは可能か。

スマート農業実証プロジェクトで実施している実証内容と、今回申請いただく内容が重複していなければ応募は可能です。

【実施体制】

問 13-1 公募説明資料 14 頁に研究代表者は常勤的に代表機関に所属していることとあるが、非常勤勤務の雇用も対象となりうるのか。

非常勤勤務の者は避けていただきたい。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合も、研究代表者になることを避けてください。

問 13-2 1つの事業者が本事業に関わる複数のコンソーシアムに参画することは可能か。

可能ですが、過度な参画で研究推進に支障が出ないようにしてください。

問 13-3 コンソーシアムへ参画する地域金融機関等は J A や農林中央金庫も認められるか。

地域金融機関等とは、銀行・民間金融機関・公的金融機関・適格機関投資家等のことで、実際の融資、事業化企画や投資計画の支援を行う機関を指すものです。

JA バンク（JA、信連、農林中央金庫）としてこれら支援を行っていただく場合であれば金融機関としての参画となることが可能です。

ただし、JA が単に普及・実用化支援機関として関与される場合は、金融機関とは言えず、また、施設リース・機械の貸与といった支援を実施するだけの場合も金融機関には該当しません。

問 13-4 Q & A 問 7-5 の委託契約について、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって委託契約業務を行うとあるが、研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは認められるか。

コンソーシアム内でそれぞれの役割分担を取り決めていただければ認められることとなります。研究管理運営機関を設けた場合に、経理事務は当該機関が行い、委託契約は代表機関が行うことは可能です。ただし、コンソーシアム規約等にその旨、明記してください。

問 13-5 研究支援者が参画する場合、コンソーシアムの共同研究機関とするのか。共同研究機関とならない場合、研究支援者の活動の経費は代表機関等に配分される委託費から支出して良いのか。

研究支援者として助言をするだけであれば、共同研究機関として参画する必要はありません。研究支援者の旅費、謝金等については代表機関からの支出が可能です。

問 13-6 公募要領 12 頁の研究管理運営機関を設置できる要件に、「キ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること」とあるが、具体的にはどの程度の範囲か。

例えば、全国を営業範囲とするコンサルタントなどを研究管理運営機関にする場合は、基本的には、全国どこでも構いません。また、ブロック単位で、産学連携などを推進する大学の技術移転機関の場合、研究代表者がブロック内に所在すれば、一体的な研究実施が可能と判断します。

一方で、特定の都道府県を営業範囲とするような〇〇県研究振興財団が研究管理運営機関で、研究代表者が都道府県外に所在する場合などは、一体となった研究実施は困難と判断します。

問 13-7 今回、生産者がコンソーシアムに参画するため研究者番号を取得したが、研究機関のような予算の適切な管理が難しいのが現状のため、生産者は県の公設研究機関に試験圃場を提供する形で公設研究機関と共同で研究を担当し、研究費は全額公設試に配分、生産者には予算配分「0」とする計画で研究管理を行ってよいか。

上記の場合は、生産者は普及・実用化支援機関（研究費を計上しないもの）として応募してください。

問 13-8 コンソーシアムに、「普及・実用化支援機関」は必ず必要であるということか。

普及・実用化支援機関はコンソーシアムに参画するものの、研究ではなく普及・実用化を実施する機関であり、参画は必須ではありません。

（例：生産者が、普及・実用化支援機関ではなく研究機関等として参画する場合）

問 13-9 応募後や採択後に「協力機関」を追加することはできますか。

必要であれば追加することは可能です。

問 13-10 スマート農業技術の開発・改良について、ある生産者が研究グループに参画するにあたり、普及・実用化支援機関で登録した場合でも、研究開発の役割を担う事（人件費計上）は可能か。

生産者が普及・実用化支援機関として参画した場合でも人件費の計上は可能です。

ただし、生産者がコンソーシアムで研究開発の役割を担う場合は、研究機関等（代表機関あるいは共同研究機関）として参画してください。

問 13-11 研究グループの要件について、民間企業の参画が必須となっているが、Q&A問 2-20 において民間企業がコンソーシアムに1社も参加しないことは「原則」不可となっています。例外として認められる場合はあるか。

例外は余程の事情がない限り認めておりません。

問 13-12 公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能か。また同じく公設試を協力機関として位置づけて関与させることは可能か。

公設試を普及・実用化支援機関として参画させることは可能です。また、公設試を協力機関として位置づけて関与させることも可能です。ただし、普及・実用化支援機関とした場合は研究の役割は担わないこと、協力機関とした場合はコンソーシアム参画外であることにご注意ください。

問 13-13 金融機関等にはどのような役割が期待されるのか。

コンソーシアムに参画いただく金融機関には、研究開発やその成果の事業化に当たっての資金の融通はもとより、様々な役割を期待していますが、例えば、

- ・研究成果の製品化・事業化にあたっての事業計画（収支計画や資金繰り等）への助言
- ・研究成果を活用した新たなビジネスモデルに係る事業計画・収支のシミュレーション
- ・研究成果（機器・サービス等）の価格や販売戦略等への専門的な助言
- ・研究成果の社会実装にあたっての普及先（例：生産者等）や連携先（例：部品製造業者等）の紹介を行うといった役割が期待されます。

**【研究開発の内容について】**

問 14-1 生研支援センター事業に係る委託者指定データは無いとの認識でよいか。

そのとおりです。

※イノベ事業と同様の考え方となっています。

**【事業への応募について】**

問 15-1 研究計画のブラッシュアップについては、相談に乗って頂けるか。

既に公募が開始されていますので、農林水産省及び生研支援センターでは研究計画のブラッシュアップは他の応募者との公平性の観点から行っておりません。

JATAFF（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）が相談に乗りますので、産学連携支援サイトをご覧ください。

問 15-2 公募要領 別記様式6 農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインに示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考として契約を行っている場合、右欄に○を記載してくださいとある一方で、注意書きには、『審査の結果、委託先候補となった場合は、契約締結までに「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下、ガイドライン）」に準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結してください。』とありますが、基本的には○は不要でよいか。

研究計画で生産者の圃場からデータを取得することとなっている場合は、ガイドラインに準拠したデータ提供等の契約を相手の農家等を締結する必要があるので、「○」を記載してください。

問 15-3 公募要領 別記様式7 データマネジメント企画書について、該当研究課題のみ提出とあるが、どのような場合が該当研究課題となるか。

研究計画で、データを取得して研究成果とするものが該当します。

**【事業費の対象について】**

問 16-1 生産者の圃場の借り上げ費の計算方法に定めはあるか。

現地の実勢単価に従ってください。ただし、高い金額の場合は生研支援センターより精査を求める場合があります。



問 16-2 Q&A問 3-3 に開発・改良に必要な機械・備品等は、原則、初年度に調達とあるが、初年度に開発・改良して、生産者が検証で使用する機械の購入は 2 年目となっても良いか。

原則、初年度に購入していただきますが、2 年目以降に必要な場合はその理由を記載していただき、認められた際は可能です。なお、開発・改良に係るベースとなる機械については初年度に計上していただきます。

問 16-3 Q&A問 6-3 の導入する機械の利益排除について、構成員である企業が開発する機械を生産者が導入して検証に使う場合、提供する側の企業は利益排除する必要はあるか。

コンソーシアム内の企業から調達する場合には利益排除が必要です。なお、開発する機械が試作品の場合は、問 6-4 を参照してください。

問 16-4 自社による物品調達における直接経費計上において、その利益排除額は公表されますか？

公表されません。ただし、利益排除がされているかについては確認します。

#### 【採択・契約について】

問 17-1 満点の半分未満が不採択とのことだが、満点とは加点部分も含めた内容か。

審査項目の点数であり、加点部分は含みません。

問 17-2 面接審査の際、研究グループからの対応者は、必ず研究代表者は出ないとならないなど、指定はあるか。

研究計画が説明できる者であれば、研究代表者以外の代表機関あるいは共同研究機関の者でも構いません。

#### 【成果、データの取扱いについて】

問 18-1 農業者等からデータの提供を受ける際には、『「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を踏まえて対応いただく必要があります。』とあるが、応募時はデータマネジメント企画書を提出、採択後に契約を行うのか。

応募時はデータマネジメント企画書を提出して頂き、生研支援センターとの委託研究契約締結までに生産者と「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠した契約を締結してください。

【マッチングファンドについて】

問 19-1 マッチングファンド方式の適用は必須か。

マッチングファンド方式については、必須要件ではありません。なお、マッチングファンド方式を適用し、民間企業の研究資金全体の開発経費の3分の1以上を自己資金で負担する場合は、加点措置を行うこととしています。

問 19-2 マッチングファンド方式の自己資金の支出としては、設備の償却費及び保有している試験研究用消耗品だけでも良いか。

問題ありません。

問 19-3 マッチングファンド方式の意図するところは何か。また、企業の自己負担分について研究者の人件費を充てることは可能か。

公募説明資料 23 頁に記載されている「民間企業等による事業化を促進し投資を誘発する」ことが目的です。

また、人件費の計上は可能です。公募説明資料 25 頁を参照してください。

問 19-4 民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はあるか。

民間企業が自己資金で支出する負担額の上限、下限はありません。

ただし、自己資金が民間企業の研究資金全体の3分の1に満たない場合は、加点対象にはなりません。

問 19-5 地域金融機関が共同研究機関として参画する場合、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか（例えば、担当する課題内容が事業化に関するフィージビリティスタディ等であった場合でも、マッチングファンドの自己負担対象企業になるか）。

対象となりますが、マッチングファンド方式は任意（加点措置）となります。

問 19-6 マッチングファンド方式による加点を得るには、参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式をとることが必要か。

複数の民間企業が参画するコンソーシアムにおいて、参画するすべての民間企業がマッチングファンド方式を適用する必要はなく、一部の民間企業のみがマッチングファンド方式を適用する場合であっても加点の対象となります。ただし、自己資金がマッチングファンド方式を適用した企業の研究資金全体の3分の1に満たない場合は、加点対象にはなりません。